

## 令和6年度 第3回浦河警察署協議会議事概要

### 1 開催日時

令和6年12月12日(木) 午後2時5分から午後3時20分までの間

### 2 開催場所

札幌方面浦河警察署 大会議室

### 3 出席者

#### (1) 警察署協議会委員 6人(定員7人)

会 長	米 山 豊
副 会 長	田 中 正 人
委 員	三 好 昭 弘
委 員	渡 邊 摩 美
委 員	西 川 奈 緒 子
委 員	荒 木 ゆ かり

#### (2) 警察署(5人)

署 長	田 村 聡 憲
副 署 長	義 川 武 利
刑事・生活安全課長	浅 岡 竜 介
地域・交通課長	伊 藤 健 太 朗
管 理 係 長	

### 4 開催状況

#### (1) 会長挨拶

#### (2) 署長挨拶

- ・ 飲酒運転の根絶について
- ・ 歳末特別警戒について

#### (3) 浦河署業務概況について

署長説明

#### (4) 諮問事項『警察における被害者支援の現状』について

##### ア 前回協議会での諮問事項に対する委員からの要望・意見内容

連日、ニュースや新聞などで凶悪事件や悲惨な交通事故を目にしている。取り沙汰されるのは犯人に関することが多く、プライバシーの観点もあるとは思いますが、被害者に対するケアなどについて、委員を始め地域住民は詳しく知らない。

他方、浦河警察署の管轄において、いつ重大な事件事故が発生しても不思議で

はないことから、警察が可能な被害者支援の内容及び支援の活動状況などについて説明を願いたい。

## イ 署長説明

### (7) 被害者支援の情勢

令和5年の北海道における刑法犯認知件数は2万件を越えており、犯罪被害者となる可能性は国民の誰にでもあり得る。

犯罪被害者は、トラウマによるフラッシュバック、パニック障害や睡眠障害の発症、心ない言動による二次的被害、医療費の経済的負担などの様々な問題を抱え、苦しんでいる。

本年4月、浦河町、様似町、えりも町において被害者への見舞金制度や住居の安定などを盛り込んだ犯罪被害者等支援条例が制定され、警察とも協定を締結している。

### (イ) 警察が可能な被害者支援の内容

警察における被害者支援業務は、事件・事故直後における被害者及びその家族又は遺族に対する支援措置（病院への受診、付き添い、犯罪被害給付制度の説明など）を行うことをいう。

また、警察では、犯罪の被害に遭われた方やご家族の方に『被害者の手引き』を配布し、刑事手続の流れや支援制度などを周知している。

### (ウ) 当署における取組状況

#### a 被害者支援バザーの開催

道内にはボランティアで運営される民間被害者支援団体が札幌など複数箇所にあります。いずれの支援団体も財政面で困難を抱えている。

当署では、1月25日から2月5日までの間、警察職員を対象とした「被害者支援バザー」を開催し、職員が不用品を持ち寄り、職員間で購入して得た寄付金を提供した。

#### b ひまわりの絆プロジェクトIN浦河

「ひまわりの絆プロジェクト」は、平成23年に交通事故で亡くなった4歳の男の子が生前、大切に育てていたひまわりの種を遺族から譲り受け、全国各地でその種からひまわりを开花させることで命の大切さと交通事故防止の伝えていく活動である。

当署では、園児を警察署に招き、「ひまわりの絆プロジェクトIN浦河」と題して、園児と一緒にひまわりの種植えを実施している。

#### c いのちのパネル展の開催

毎年11月25日から12月1日までの「犯罪被害者週間」に合わせて当署では、日高振興局、浦河町役場の協力を得て交通事故被害者の写真や遺族などの悲痛な手記を記した「いのちのパネル展」を展示している。

### (I) 民間被害者支援団体への支援

#### a 寄付型自動販売機の設置

民間被害者支援団体では飲料メーカーと連携し、警察施設や民間企業に寄付型自動販売機を設置し、売上金の一部を指定された団体に「寄付金」とし

て提供する取組を推進している。

(5) その他の要望・意見と警察の説明

ア 押し買いの被害状況と対策

(委員)

最近、リサイクル業者を名乗って電話を架けてきて、衣類や不用品の買い取りに自宅まで来る業者がいるが、不用品にとどまらず、アクセサリー類の買い取りを執拗に迫り、価値のあるものを安価で買い取るという悪徳業者が高齢者世帯を中心に出入りしていると聞く。浦河警察署の管轄における押し買いの発生状況や不審電話、被害防止に向けた対策などについて説明を願いたい。

《警察》

押し買い被害の届出は、相談も含めて認知していない。

不審な電話があった時は、情報提供をして欲しい。

警察では、メール送信や講話、交番・駐在所による巡回連絡で注意喚起して、この種事案の未然防止を図っていきたい。

業者が買い取りのため訪問してきた際は、古物商の許可証の呈示を求めたり、不審であれば110番通報を願いたい。

イ 闇バイト対策

(委員)

日高管内の中高生への闇バイト防止に向けた具体的な取組について説明を願いたい。また闇バイトから助けを求められる窓口の周知についての取組についても説明を願いたい。

《警察》

当署では、小中高校での非行防止教室を複数回実施しており、特に高校生や専門学校生には、スライドを用いて闇バイトの危険性など重点的に講話している。

助けを求める窓口は、非行防止教室での教示、110番通報のほか、相談専用ダイヤルなどで対応している。

なお、闇バイトに応募した者からの援助を警察で認知した場合については、組織的に対応することになっている。

ウ 闇バイトによる強盗被害防止対策

(委員)

闇バイトで雇われた若者が複数で高齢者住宅に押し入り、金品や尊い命を奪う強盗殺人事件が多く発生している。

SNSを通じての犯行であることから国内のどこでも発生する可能性があり、地域で出来る防止対策や警察による具体的な取組について説明を願いたい。

《警察》

施錠や窓対策に加え、防犯カメラやセンサーライトの設置が有効である。また、地域で見慣れない、不審な車両や人物を見かけた場合には、警察へ通報して欲しい。

最近警察官を語る不審電話もあり、一度電話を切ってから架け直すなどの対

応を願う。

(6) 次回の諮問事項について

先日、ニュースや新聞などで有名人・著名人が自宅やホテルなどで亡くなったと報道されたのも見聞きしたことがある。

凶悪事件や悲惨な交通事故は頻繁にニュースなどで取り上げられるが、このように室内などで亡くなっている事案は、著名人以外で知ることはない。

実際のところ、警察署では多くの遺体を取り扱っているとのことから、次回の協議会においては、「検視」について説明を願いたい。

(7) 警察署協議会の開催予定について

次回の警察署協議会は、令和7年2月の予定とする。

以 上